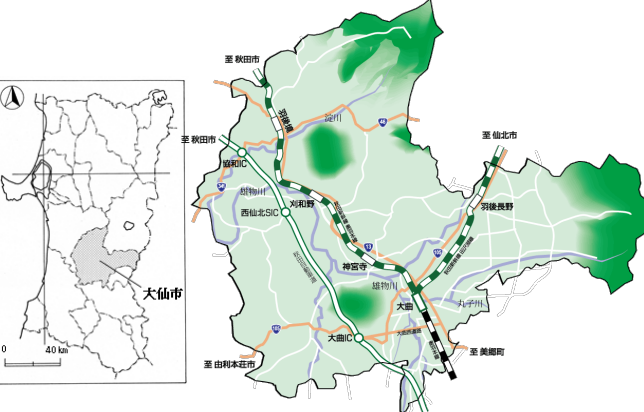


02 大仙市文化財保存活用地域計画【秋田県】

【計画期間】令和6～12年度（7年間）
【面積】866.77km²
【人口】約7.4万人



指定等文化財件数一覧

類型	国		県	市	合計
	指定	登録			
有形文化財	計	9	14	31	103
	建造物	7	14	2	7
	美術工芸品	1	0	2	27
	彫刻	0	0	6	11
	工芸品	1	0	11	16
	書跡・典籍	0	0	0	4
	古文書	0	0	0	0
	考古資料	0	0	8	11
	歴史資料	0	0	2	27
	無形文化財	0	0	0	1
民俗文化財	計	1	1	3	27
	有形の民俗文化財	0	1	0	14
	無形の民俗文化財	1	0	3	13
記念物	計	2	0	8	44
	遺跡	1	0	4	10
	名勝地	1	0	0	1
	動物・植物・地質鉱物	0	0	4	33
	文化的景観	0			0
伝統的建造物群		0			0
合計		12	15	42	175

指定等文化財は244件
未指定文化財は1,725件把握

歴史文化の特徴

(1) 古くから交通の要衝として発展した地域

本市域には羽州街道、生保内街道、白岩街道などが整備され、街道沿いには本陣や宿場が置かれ、往来する人によって物資や文化が持ち込まれた。雄物川沿いには舟着場が整備され、土崎湊へ物資を運び、帰りは北前船交易によって上方から仕入れた最新の文物を持ち帰った。



本陣を模して建設された旧産業展示館

(2) 広大な仙北平野がもたらす恵み

本市域は古くから稲作に適した土地柄で、発掘で確認された水田跡から稲作の起源を知ることができる。この米を用いて、江戸時代には酒造が始められ、近代以降、多くの地主によって産業化された。また地主は経済や文化を牽引し、邸宅や庭園など様々な文化財を残した。



秋田県の銘柄米・あきたこまち

(3) 花火のまち

市内の各地域のどこかで毎月打ち上げられる花火は、本市の地域経済に恩恵をもたらしている。毎年夏の全国花火競技大会は「大曲といえば花火」と地域に根付いている。本市の花火の歴史は古く、江戸時代から雄物川舟運で栄えた大曲で、行事や祭りなどで盛んに打ち上げられていた。



全国花火競技大会「大曲の花火」

推進体制

所有者	文化財所有者及び関係者	行政	大仙市	観光文化スポーツ部文化財課	
	無形民俗文化財の保護団体			庁内関連部局	
市民・団体	市民		大仙市文化財保護審議会		
	大曲商工会議所		弘田柵跡環境整備審議会		
	大仙市商工会		旧池田氏庭園保存整備審議会		
	(一社)大仙市観光物産協会		国	文化庁	
	文化財保護協会(各支部)		県	秋田県教育庁生涯学習課文化財保護室	
	ほたるの会・池田家顕彰会・(株)角間川 その他			秋田県教育庁弘田柵跡調査事務所	
専門家	秋田県埋蔵文化財センター				
専門家	秋田大学・秋田県立大学・国際教養大学		秋田県立博物館		
	国立文化財機構文化財防災センター ・東京文化財研究所・奈良文化財研究所	秋田県公文書館			
	その他の学識経験者	秋田県立農業科学館			

基本 理念	課題	方針	措置の例
文化財をはじめと もに地域を元 氣にする資 源を活かし、 市民ととも に地域を元 氣にする資 源を活かし、	○これまで行われた文化財の把握に関する調査が、地域や分野によって偏っている。 ○過去に調査を実施した文化財で、現況を把握できていないものがある。 ○文化財の価値づけに関する調査が、地域や分野によって偏っている。等	1 地域の文化財を知る ◎無形文化財や民俗文化財、記念物、文化的景観、伝統的建造物群の分野において、文化財の発見のため把握調査を推進する。 ◎過去に調査が行われた文化財の現況の調査を行う。 ◎価値づけが十分ではない文化財の調査研究を推進する。等	1-4 近代和風建築等総合調査 秋田県が実施した秋田県近代和風建築総合調査（平成14年度～平成15年度）の補完調査を実施する。 ■行政、専門家、市民・団体、所有者 ■R6～10 
	○法令に基づく指定・登録等の保護措置がとられていない文化財がある。 ○文化財の価値を失わないよう、計画的かつ継続的に、適切な保存措置を講じる必要がある。 ○適切な保存のための環境整備ができていない文化財がある。 ○文化財収蔵施設における文化財の保存のための環境整備が十分ではない。 ○き損や滅失に備えて、文化財の記録保存が必要である。 ○防災・防犯に取り組むための体制づくりが万全ではない。	2 地域の文化財を守る ◎調査研究の成果に基づき文化財指定や登録を行う。 ◎文化財の計画的・継続的な保存のため、保存活用計画の策定や見直しを行う。 ◎文化財の価値の保存・理解のための環境整備を実施する。 ◎収蔵資料の価値の保存のため、適切な管理ができるよう必要な整備を行う。 ◎デジタル技術による文化財の記録保存を実施する。 ◎防災・防犯訓練等を実施し、所有者や市民など様々な主体が連携して対策に取り組む体制づくりを行う。	2-5 角間川・川のまち歴史交流の杜の保存及び環境整備 国登録有形文化財・旧本郷家住宅をはじめとした角間川・川のまち歴史交流の杜の保存及び環境整備を実施する。 ■行政、専門家、市民・団体、所有者 ■R6～12  2-10 防災・防犯対策の実施 防災・防犯マニュアルを作成する。また、防火訓練等を実施し、文化財所有者や地域住民の意識向上を図る。 ■行政、専門家、市民・団体、所有者 ■R6～12 
	○活用に関する施策が十分ではない文化財がある。 ○文化財に対する理解促進のため、学校教育や生涯学習において普及啓発を図る必要がある。 ○個々の文化財の活用が主であり、相互連携が十分ではない。 ○企画展示等のイベントなどに関する情報発信を強化しなければならない。	3 地域の文化財を活かす ◎地域の文化財を積極的に活用・公開する。 ◎学校教育や生涯学習において文化財の普及啓発を図り、文化財への理解や認識を深める。 ◎公開に供している主要な文化財をはじめとして見学周遊ルートを設定するなど、文化財の相互連携を図る。 ◎広報誌や公式ウェブサイトなどの様々な媒体を活用し、イベントの実施を積極的に情報発信し、文化財の魅力の発信及び活用を進める。	3-2 国指定名勝・旧池田氏庭園の保存及び環境整備 適切な保存措置を講じるとともに環境整備を継続して実施し、公開活用を図る。 ■行政、専門家、市民・団体、所有者 ■R6～12  3-8 文化財見学・出前授業（講座）の実施 市教育委員会や地域住民等と連携し、総合学習・生涯学習等における文化財訪問・見学を実施する。 ■行政、専門家、市民・団体、所有者 ■R6～12 
	○所有者、市民・団体、専門家、行政など各取組団体それぞれの連携が不十分である。 ○文化財の保存・活用に取り組む民間団体への支援が不十分である。 ○文化財の調査研究及び保存・活用に必要な知識を持つ職員が不足している。等	4 地域の文化財を支える ◎文化財の保存・活用に適切かつ継続的に取り組むため、所有者、市民・団体、専門家、行政それぞれの連携強化を図る。 ◎市内の文化財の調査研究、保存活用に取り組む団体の活動支援を行う。 ◎専門職員の採用・配置に取り組み、既存職員は必要となる知識の習得に努める。等	4-3 民間団体の活動支援 文化財保護協会等民間団体の活動の発展のため、地域の文化財に関する情報提供や、情報共有の場の設置などを推進する。 ■行政、専門家、市民・団体、所有者 ■R6～12 